

公民館の 基礎知識



福岡県立社会教育総合センター

公民館の基礎知識

ここで話すこと

1 公民館とは

2 公民館の現状と課題

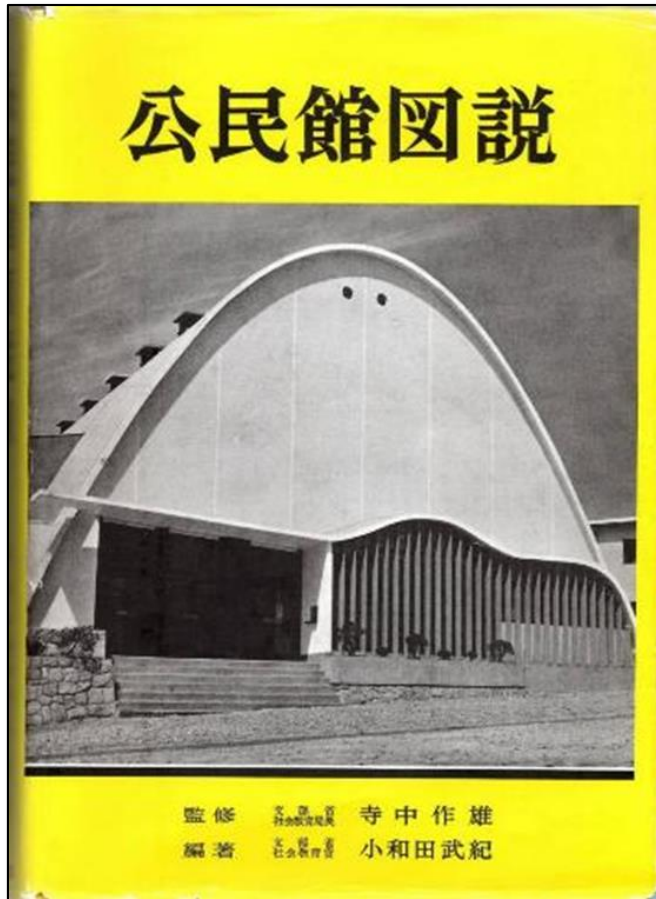
3 公民館の役割

4 公民館事業の活性化

公民館の基礎知識

1 公民館とは

1-(1) 公民館のはじまり



公民館は、戦後の荒廃し、混乱した社会状況の中で、新しい日本を築き上げるには**教育の力が必要**であり、その一つの核として公民館の設置が提唱され、そこを「**郷土再建の拠点**」とするところから始まった。

コンセプト
学び合い
自主的学び
の支援

「公民館図説」 1954年 岩崎書店より

1-(2)公民館ってどんなところ？

部屋を使う

本を読む
くつろぐ

情報を
手に入れる

学ぶ

相談する



教養の向上や
文化の振興、
福祉の増進に
寄与する。

1-(3) 公民館の種類

公民館

公立公民館

中央公民館
地区公民館
分館 など

国の補助金を受け
市町村が設置・運営

↓
指定管理者制度

公民館類似施設

文化センター・コミュニ
ティセンターなど

自治公民館

住民自らが
設置・運営
している館

公立公民館
公民館類似
施設

2種類に
分類され
る。

1-(4) 公民館の機能

地域住民が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・つながりづくり・地域づくりに貢献している。

地域の
社会教育を
推進する役割
を果たす。



「つどう」

気軽に人々が集うことができる場



「まなぶ」

知識や技術を学ぶ場



「むすぶ」

地域のネットワークの形成

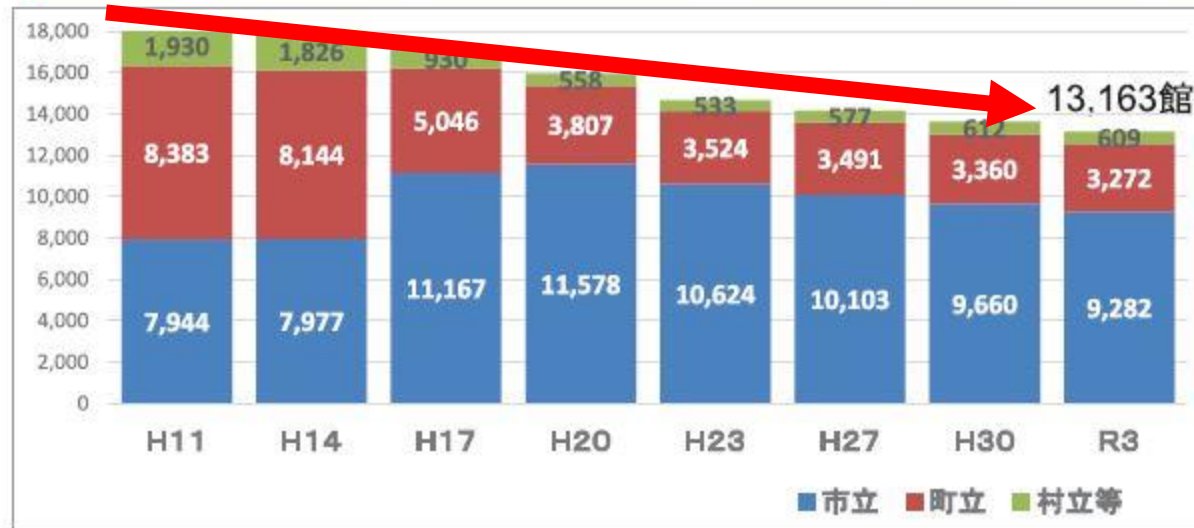
2 公民館の現状と課題

2-(1) 全国の公民館数

公民館数の推移

公民館数は年々減少し、令和3年度には、**約13,200館**となっている。

区分	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
市立	7,944	7,977	11,167	11,578	10,624	10,103	9,660	9,282
町立	8,383	8,144	5,046	3,807	3,524	3,491	3,360	3,272
村立等	1,930	1,826	930	558	533	577	612	609
合計	18,257	17,947	17,143	15,943	14,681	14,171	13,632	13,163
市町村数	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743	1,741	1,741	-
うち公民館設置 市町村数	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501	1,448	1,421	-
設置率	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%	83.2%	81.6%	-

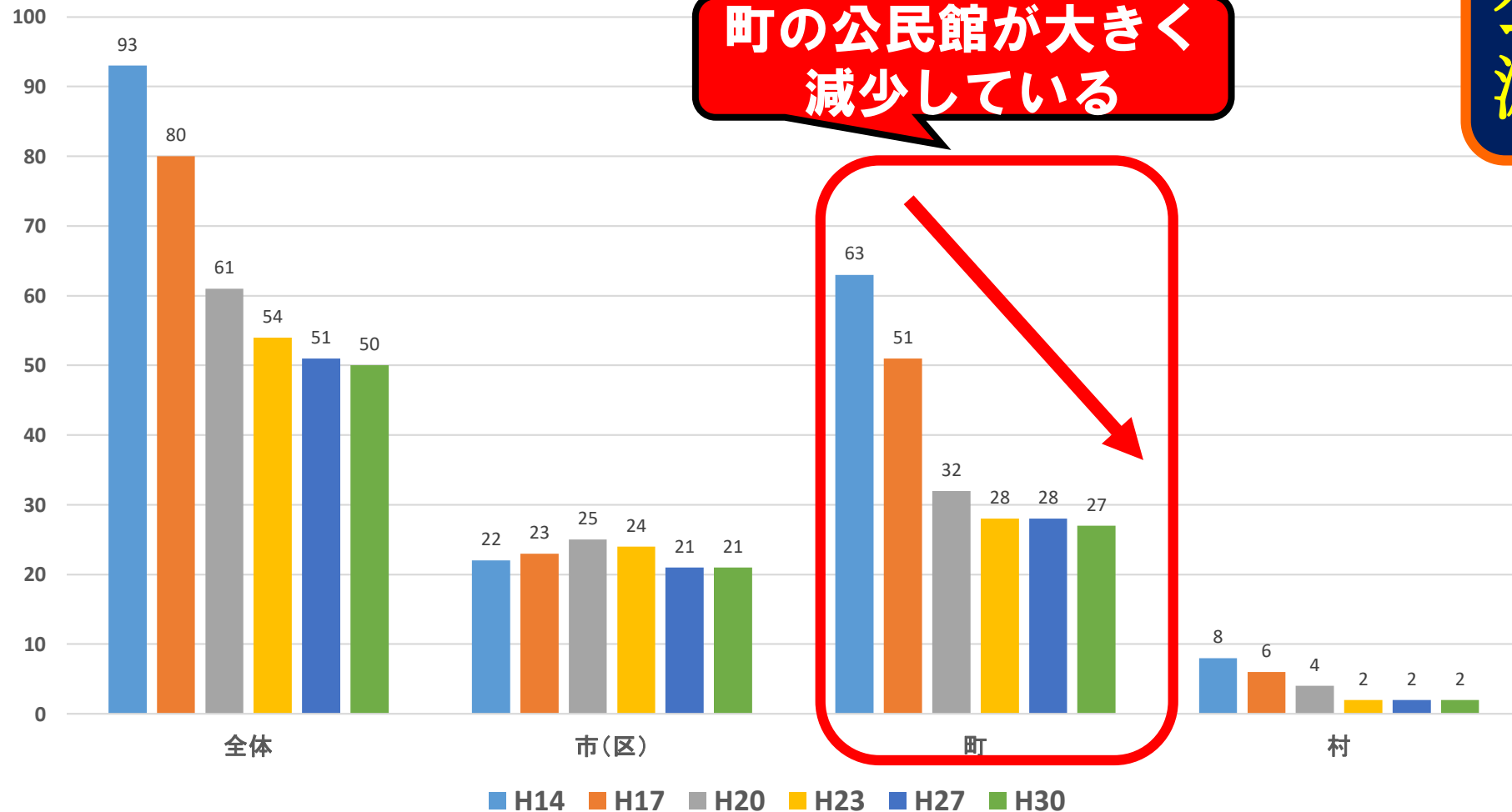


公民館数は、**減少し続けている**。

出典：社会教育調査 ※R3は中間報告の結果

2-(2) 公立公民館の数

公民館を設置する市町村数(福岡県)

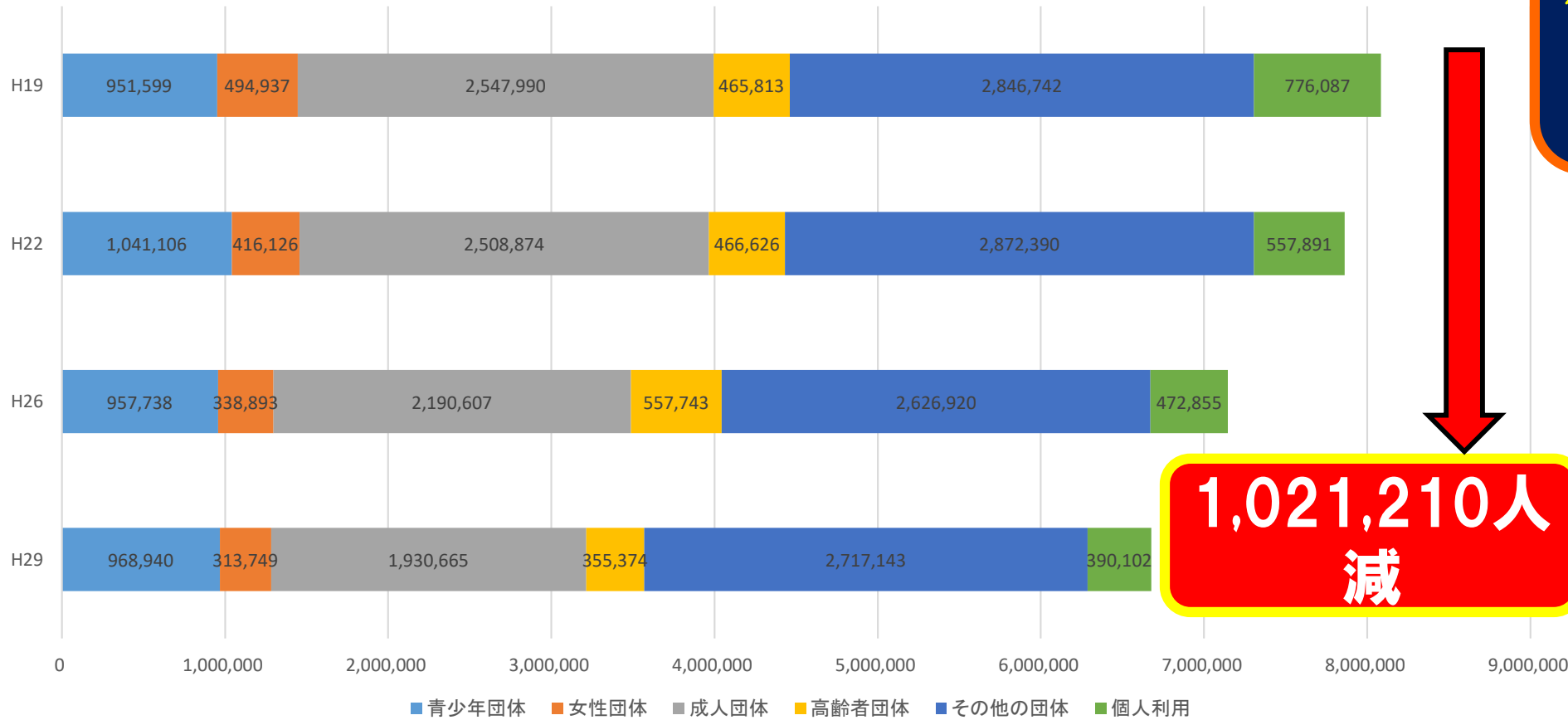


町の公民館が大きく減少している

公立公民館数が減少している。

2-(3) 公民館の利用者数

公民館の利用者数の推移(福岡県)



利用者数が減少している。

1,021,210人
減

平成20～30年度「社会教育調査」文部科学省より

2-(4) 公民館の課題と方向性

公民館については、近年、**館数が減少傾向**にあるほか、**主催事業が減少**し、**実態として利用者が固定化**しているところも見受けられるなどの指摘もある。

館数減少
主催事業現象
利用者の固定化

住民参加の下での**議論の活性化**や、**首長部局が所管するコミュニティセンター、NPO、民間企業等との多様なネットワークの構築**などを通じ、その**機能の強化**を図る。

公民館の
機能の強化が
求められている。

2-(5) 公民館の振興方策

- 公民館の役割を明確化(社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等)
- リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる
共同学習・交流を促進⇒地域コミュニティの基盤に
- デジタル基盤を強化(PC等の機器導入、Wi-fi環境整備)
- デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒国民全体のリテラシー向上へ
- 他機関との連携(自前主義からの脱却)や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

3 公民館の役割

3-(1) 公民館の目的

社会教育法 第5章 公民館 (昭和24年6月10日施行)

「公民館の目的」 (社会教育法 第二十条)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公民館は
社会教育法で
定められた
社会教育施設

3-(2) 公民館の事業

社会教育法 第5章 公民館（昭和24年6月10日施行）

「公民館の事業」（社会教育法 第二十二条）

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、下記の事業を行う。

- (1) 定期講座を開設する。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催する。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催する。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図る。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供する。

公民館事業
は、**社会教育**
行政の一部で
ある。

3-(3) 公民館の職員

「公民館の職員」（社会教育法第二十七条）
公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。



館長

館長は、公民館の行う各種の**事業の企画実施**
その他必要な**事務**を行い、**所属職員を監督**する。



公民館主事

主事は、館長の命を受け、**公民館の事業の実施**
にあたる。

《公民館職員の職務》

- 公民館が主催する**社会教育事業の企画・実施**
- 個人や住民のグループなどに対する**情報提供**や**学習相談**
- 社会教育活動を行う団体に対する**学習スペースの提供**
- 地域における住民同士、あるいは団体同士の**連携の促進**

職員の職務
法により
定められて
いる。

3-(4) 公民館の運営方針

「公民館の運営方針」（社会教育法 第二十三条）
公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

行っては
ならない行為
法により
定められて
いる。

3-(5) これからの公民館の役割

①学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていく

②地域の防災拠点

③「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携

④地域学校協働活動の拠点

⑤中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設

⑥「地域運営組織」の活動基盤

⑦外国人が地域に参画していくための学びの場

学習と活動を結び付け、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが求められている。

4 公民館事業の活性化

4-(1) 地域のニーズが多様化

子育て
が分から
ない



地域を
つなぐイベント
をしたい



通学合宿
があるよ



地域住民の
ニーズへの対応
が求められて
いる。

指導者にな
りたい



新型コロナ
ウイルス感染症で
行けない...

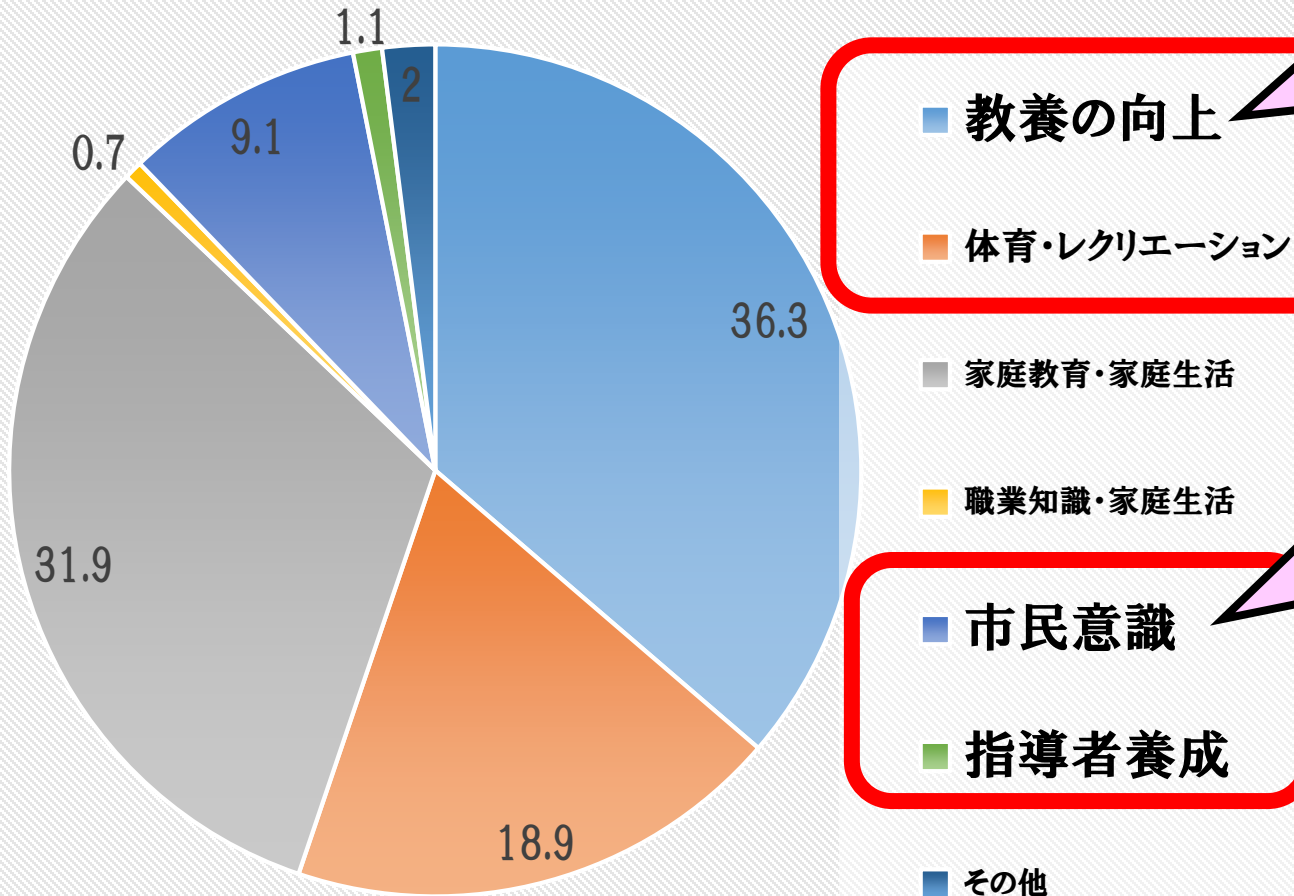


まだま
だ、働きの
たい



4-(2) 社会の要請に応える公民館

社会教育学級・講座の開設状況 (H30社会教育調査)



個人の要望
55.2%

約
5倍

社会の要請
10.2%

社会の要請
に対応した
学びの提供
が必要。

4-(3) 現代的課題の学習機会の提供

現代的課題とは、

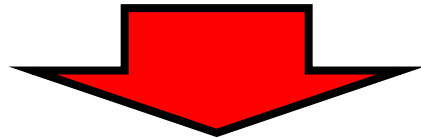
「社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題」のこと。

平成4年7月「生涯学習審議会答申」より

豊かな
人間性

社会性
公共性

現代性
緊急性



現代的課題の学習機会の提供は、主体的に住民が地域課題の解決に取り組むきっかけになる。

地域課題解決
が期待されて
いる。

4-(4) 公民館事業の活性化

「地域の課題解決」

「地域学校協働活動」

「放課後子ども教室」

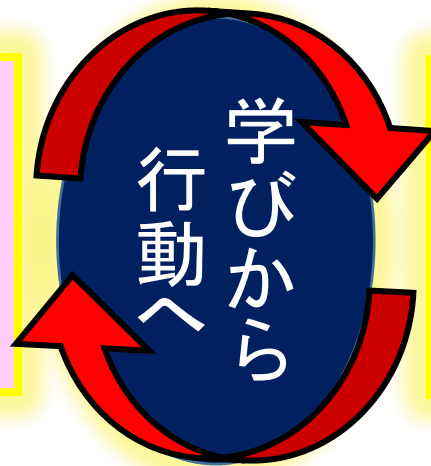
「家庭教育支援」

「子どもの体験活動」

etc...

学習と活動の提供が必要。

地域課題を解決するために必要な**学習**の提供

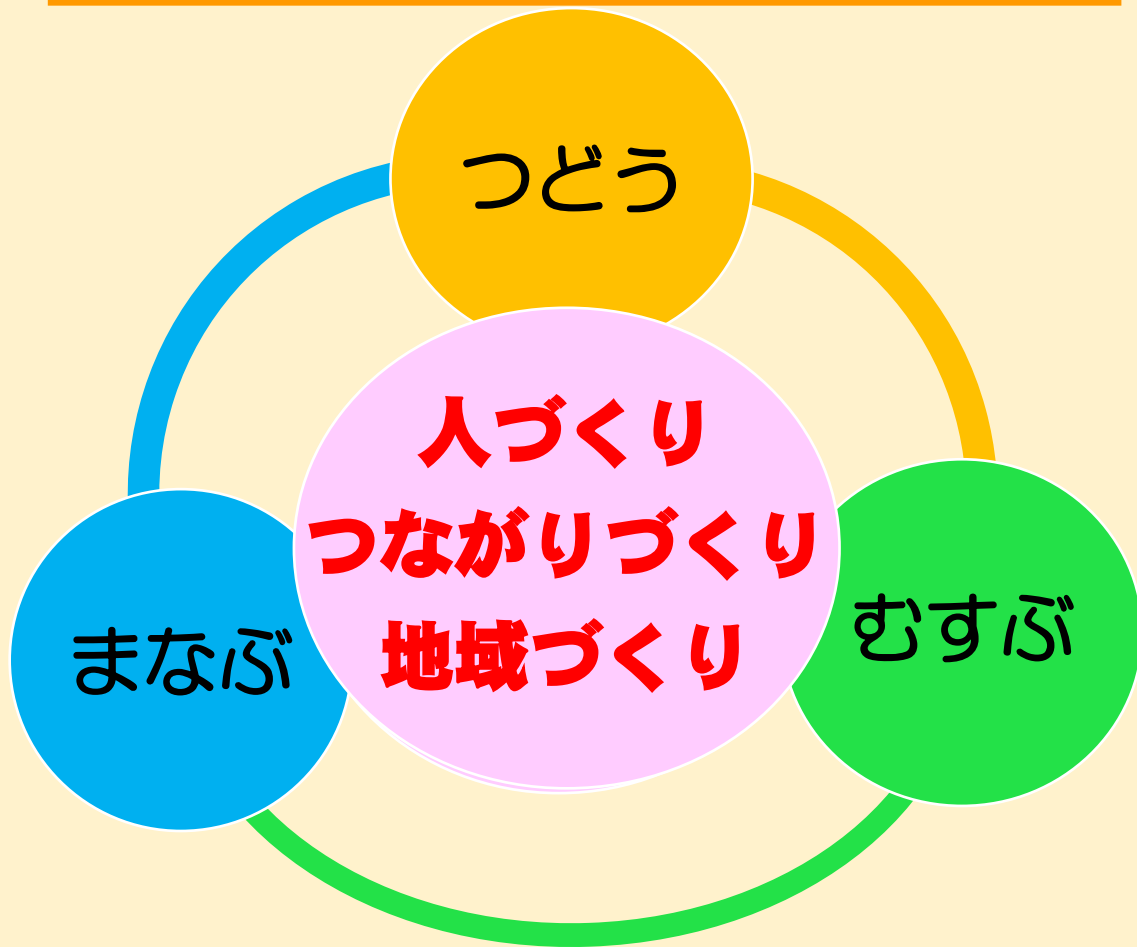


学習成果を活かした地域課題を解決する**活動**の設定

学びと活動の好循環

4-(5) 魅力ある公民館をめざして

公民館事業の活性化



公民館の役割

- 学習の成果を活動につなげる
- 地域の防災拠点
- 学校との連携
- 小さな拠点の中核となる施設
- 地域運営組織の活動基盤
- 地域学校協働活動の拠点
- 外国人の社会参画

学びと活動
好循環の
仕組み作り
が大切。

人づくり
つながり
づくり
地域づくり
の拠点へ。